第３章　歴史的文化的環境の確保

１　歴史的遺産（目標の項目⑥）

目標：古都鎌倉の歴史的遺産を保全・活用し、世界遺産に登録されることをめざします。

◆目標達成するための指標

世界遺産への登録	市の準備目標年度　　平成21年度
史跡の公有地化	平成27年度(2015年度)までに 235,022.30㎡　市街化区域で100%

歴史的風土その他歴史的、文化的遺産を鎌倉の環境を形成する大きな要素のひとつとしてとらえ、これを保存し、活用することにより伝統と文化の香り高い歴史的、文化的環境を確保しています。

世界遺産委員会等における動向を勘案しながら、世界遺産登録に向けた準備を進めています。

史跡の公有地化取得面積は、159,869.36m²、取得率は67.82%です。

（１）　歴史的遺産とこれをとりまく自然環境の保全

●歴史的風土保存区域・特別保存地区の指定　　　　＜都市計画課・都市景観課＞

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和41年法律第１号)は、「わが国固有の文化的資産として国民が等しくその恵沢を享受し、後代の国民に継承されるべき古都における歴史的風土を保存するために国等において講ずべき特別の措置を定め、もって国土愛の高揚に資するとともに、ひろく文化の向上発展に寄与すること」を目的としています。平成20年度末現在、歴史的風土保存区域は、朝比奈地区約142ha、八幡宮地区約308ha、大町材木座地区約167ha、長谷・極楽寺地区約207ha、山ノ内地区約 158haの合計約982haが指定され、歴史的風土保存計画において区域内の行為が規制されています。また、歴史的風土保存区域のうち、枢要な部分を構成している13地区約573.6haについては、歴史的風土特別保存地区に指定されています。

〔歴史的風土特別保存地区の指定面積及び買入面積〕

歴史的風土特別保存地区内において行為許可を得ることができない場合、その土地の所有者は県に買い入れの申し出を行うことができます。平成20年度は116,378.76㎡が買い入れられました。

表 3-1　歴史的風土特別保存地区の指定面積及び取得状況

歴史的風土特別保存地区名	指定面積(ha)	平成20年度買入面積(㎡)	取得面積累計(ha)
建長寺・浄智寺・八幡宮	約172.0	32,064.95	約32.5
永福寺跡	約5.7	―	―
護良親王墓	約2.0	―	約0.8
瑞泉寺	約119.0	25,516.05	約44.4
浄妙寺	約8.1	1,102.44	約1.3
妙本寺・衣張山	約67.0	3,621.02	約12.6

大仏・長谷観音	約110.0	4,085.02	約32.0
寿福寺	約18.0	—	約1.7
円覚寺	約29.0	0	約0.4
朝比奈切通し	約7.0	—	—
名越切通し	約20.0	27,057.69	約4.4
極楽寺	約9.8	22,931.59	約4.5
稲村ヶ崎	約6.0	—	約0.1
合　　計	約573.6	116,378.76	約134.7

（2） 歴史的遺産の指定の推進

●文化財保護法等に基づく文化財（史跡等）の指定　　＜文化財課＞

中世の一時期にわが国の政治・文化の中心として栄えた鎌倉市は、文化財の数も多く、文化財保護法(昭和25年法律第214号)、神奈川県文化財保護条例(昭和30年神奈川県条例第13号)、鎌倉市文化財保護条例(平成17年３月条例第13号)に基づき指定された文化財は、平成20年度末現在、表３−２に示すとおりです。

また、国登録有形文化財として、文学館本館及び国宝館本館等が登録されています。

表 3-2　指定文化財件数一覧　　単位：件

種	別	国　宝	国指定	県指定	市指定	合　計
有形文化財	建 造 物	1	21	13	32	67
	絵　　画	4	29	9	46	88
	彫　　刻	1	36	26	79	142
	工　　芸	6	22	14	26	68
	書　　跡	3	46	2	19	70
	典　　籍	—	—	—	4	4
	古 文 書	—	8	—	7	15
	考古資料	—	4	2	10	16
	歴史資料	—	—	—	2	2
無形文化財		—	—	—	2	2
民俗文化財(資料)	有　　形	—	—	2	21	23
	無　　形	—	—	1	—	1
記 念 物	史　　跡	—	30	2	9	41
	名　　勝	—	3	—	—	3
	天然記念物	—	—	1	33	34
合	計	15	199	72	290	576

（３）文化財の保護・活用

●国指定史跡の公有地化　＜文化財課＞

国指定史跡である永福寺跡、鶴岡八幡宮境内(御谷地区)、北条氏常盤亭跡、東勝寺跡等については公有地化を進めており、平成20年度末現在の取得状況は、表３−３のとおりです。

表 3-3　国指定史跡の公有地化の状況

史跡名	指定年月日	指定面積(㎡)	取得計画面積(㎡)	既取得面積(㎡)	取得率
永福寺跡 ※1	昭和41年6月14日	87, 382. 65	70, 833. 08	60, 297. 00	85. 1%
鶴岡八幡宮境内 ※2 (御谷地区)	昭和42年4月24日	193, 345. 51	31, 107. 41	28, 929. 73	93. 0%
	計画外面積→		4, 405. 21	4, 405. 21	100%
亀ヶ谷坂	昭和44年6月5日	32, 925. 16	3, 666. 62	3, 666. 62	100%
北条氏常盤亭跡	昭和53年12月19日	115, 033. 28	111, 878. 50	49, 255. 24	44. 03%
名越切通 ※3	昭和41年4月11日	53, 338. 11	4, 010. 34	4, 010. 34	100%
東勝寺跡	平成10年7月31日	50, 132. 18	8, 983. 29	8, 448. 03	94. 04%
朝夷奈切通 ※4	昭和44年6月5日	97, 098. 87	857. 19	857. 19	100%
合計	—	—	235, 741. 64	159, 869. 36	67. 82%

※１ 追加指定／平成20年７月28日
※２ 追加指定／平成17年８月29日
※３ 追加指定／昭和56年10月13日・昭和58年11月26日・平成20年７月28日
※４ 追加指定／平成15年８月27日・平成19年７月26日・平成20年７月28日

●文化財保護法に基づく埋蔵文化財の発掘調査の状況　＜文化財課＞

埋蔵文化財については、市内の広い範囲にわたって多くの埋蔵文化財包蔵地の存在が知られており、縄文時代、弥生時代、古墳時代、奈良・平安時代、鎌倉・室町時代の遺跡が発掘されています。平成20年度の国庫補助に基づく緊急調査の実施状況は、表3-4のとおり、平成19年度からの継続も含めて25件で、調査面積は977.72㎡でした。

表 3-4　国庫補助に基づく緊急発掘調査

遺跡名	所在地	面積(m^2)	遺跡名	所在地	面積(m^2)
大倉幕府跡	雪ノ下三丁目	25. 00	新善光寺跡	材木座四丁目	24. 00
大倉幕府周辺遺跡群	二階堂	54. 00	若宮大路周辺遺跡群	小町二丁目	14. 00
玉縄城跡	植木	97. 50	田楽辻子周辺遺跡	浄明寺一丁目	66. 95
長谷小路周辺遺跡	由比ガ浜三丁目	99. 00	山ノ内上杉邸跡	山ノ内	33. 00
天神山城	山崎	49. 07	今小路西遺跡	由比ガ浜一丁目	48. 00
横小路周辺遺跡	二階堂	48. 00	米町遺跡	大町二丁目	16. 50
下馬周辺遺跡	由比ガ浜二丁目	18. 00	徳泉寺跡	山ノ内	20. 00
北条時房・顕時邸跡	由比ガ浜一丁目	12. 00	釈迦堂遺跡	浄明寺一丁目	16. 50
材木座町屋遺跡	材木座一丁目	27. 50	釈迦堂遺跡	浄明寺一丁目	20. 00
由比ガ浜南遺跡	長谷二丁目	55. 00	西瓜ヶ谷遺跡	山ノ内	53. 45
材木座町屋遺跡	材木座一丁目	12. 50	上杉定正邸跡	扇ガ谷二丁目	25. 00

若宮大路周辺遺跡群	小町二丁目	36.00	弁ヶ谷遺跡	材木座四丁目	58.75
坂ノ下遺跡	坂ノ下	48.00			
			合　　計		977.72

●文化財の維持・補修　　＜文化財課＞

国、県、市では、指定文化財の修理等について補助を行っています。平成20年度の文化財修理補助事業は、表３−５のとおりです。

表 3-5　平成20年度文化財修理補助事業

補助対象文化財	事業内容
鶴岡八幡宮上宮本殿、幣殿及び拝殿ほか２棟（宗教法人鶴岡八幡宮）	上宮本殿、幣殿及び拝殿と回廊、末社武内社の屋根、彩色の修理
鶴岡八幡宮上宮本殿、幣殿及び拝殿ほか２棟（宗教法人鶴岡八幡宮）	上宮裏山に落石防止網を設置
鶴岡八幡宮上宮本殿、幣殿及び拝殿ほか２棟（宗教法人鶴岡八幡宮）	既消火栓設備の改修、ポール式自動回転放水銃及び貯水槽、消火ポンプの設置
紙本墨書新編仏法大明録（財団法人松ヶ岡文庫）	本紙のカビ痕、汚れ、シミ、虫損、墨・朱墨の剥落止めの修理
円覚寺開山箪笥収納品（宗教法人円覚寺）	袈裟の布地、漆器、団扇等の修理
断谿妙用墨蹟、劔門妙深墨蹟（財団法人常盤山文庫）	本紙の横折れ、虫損、欠損箇所の修理
木造阿弥陀如来及両脇侍立像(宗教法人光触寺)	漆層の剥落止め、漆層の断紋を安定させる修理
英勝寺山門（宗教法人英勝寺）	再建するための基壇の礎石の据え付け、沓石載せ、化粧材の搬入、部材の補修、新材の加工等を実施
光明寺世代像（宗教法人光明寺）	第二世寂恵良暁像、第三十九世大誉檀悦像の各矧目の緩み、離れ、後補の彩色の除去、木地仕上げで尊容を整える等の修理

また、毎年度４月１日における市指定文化財の所有者、管理者などを対象にして、指定文化財の通常的な維持管理に係る奨励金を交付しており、平成20年度の交付件数は179件でした。

さらに、文化財を災害から守るため昭和47年に発足した鎌倉文化財防災連絡協議会が、年３回防火防災設備保守点検等を実施しています。なお、この協議会は国・県・市の指定文化財を所有する24社寺１法人で構成されています。

●文化財の保護についての普及、啓発の推進　　＜文化財課＞

市教育委員会は、市内にある文化財を紹介し、郷土への理解を深め、文化財愛護精神の啓発を図るため、「文化財めぐり」を実施しています。平成20年度は、表３−６のとおり１回実施しました。

表 3-6　平成20年度文化財めぐり実施状況

開催日	場　所	内　　容	参加人数（人）
平成21年3月13日	鎌倉国宝館	近年指定された市指定有形文化財絵画について	13

●市民団体による史跡案内　＜市民・事業者＞

ＮＰＯ法人鎌倉ガイド協会では、郷土史を学習した鎌倉市在住の60歳以上の高齢者88人が鎌倉市内の史跡、名所などをガイドしています。

同協会は「かまくらの歴史案内人」として、鎌倉の観光ガイドを希望される方を対象とした「一般ガイド」と協会が企画する「史跡めぐり」を実施しています。平成20年度には「一般ガイド」では年間7,500名を案内、「史跡めぐり」では11,000名が参加しました。

その他に、小・中学生の総合学習・修学旅行の生徒、諸団体5,100名の案内を含めて、総数23,200名をガイドしました。

協会では、会員を対象に毎月研修会を開催して、歴史的遺産や自然環境の保全、美しい街づくりなど環境保全の啓発を行っています。

また、鎌倉を訪れた方々に古都鎌倉の良さを案内するなかで、ごみの持ち帰り、まわりの生物を大切にすること、歩行中のオシャベリ禁止など、環境に対する啓発活動を実施しています。

（４）　世界遺産への登録

●保存管理計画策定事業　＜世界遺産登録推進担当＞

世界遺産への登録準備として、「国指定史跡浄光明寺境内･冷泉為相墓」、「国指定史跡極楽寺境内･忍性墓」、「国指定史跡東勝寺跡」、「国指定史跡寿福寺境内」の保存管理計画を策定するとともに、前年に引き続き「国指定史跡円覚寺境内」の保存管理計画の検討及び策定を進めました。

さらに、「名越切通」、「仮粧坂」、「浄光明寺境内･冷泉為相墓」の国指定史跡追加指定の意見具申を行いました。

●世界遺産登録推進事業　＜世界遺産登録推進担当＞

啓発事業として、リーフレット「武家の古都・鎌倉」を改訂するとともに、神奈川県教育委員会との共催による世界遺産登録啓発ポスターの募集事業を実施しました。また、市民活動団体、宗教関係団体、商工関連団体、学校関係団体、行政等が協働する「鎌倉世界遺産登録推進協議会」に参加し、会報「武家の古都・鎌倉ニュース」の発行や「武家の古都・鎌倉マップ」の改訂、ワークショップ「みんなで考える世界遺産おすすめルート」や「ガンバレ鎌倉シンポジウム」等イベントの開催、シンボルマーク入りＴシャツや「かまくら散華」の製作、販売など様々な啓発活動に取り組みました。

さらに、候補資産が所在する横浜市、逗子市及び広域行政を担当する神奈川県との連携を強化して事業の推進を図るために設置された「神奈川県・横浜市・鎌倉市・逗子市世界遺産登録推進委員会」において、推薦書原案の作成等を進めるとともに、同委員会と文化庁の共催で、『「武家の古都・鎌倉」の顕著な普遍的価値に関する国際シンポジウム』を開催しました。